(4)　チャネル間隔が二〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（±）二〇MHz及び（±）四〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二)　陸上移動中継局の送信装置

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

7　送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源供給は、交流電源によること。

8　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

9　陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。

10　陸上移動局（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一)　送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(二)　送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(三)　送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

別表

送信装置の使用場所

一　過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三十二条の規定により読み替えて適用された過疎地域の市町村以外の市町村の区域を含む。）及び同法第三十三条の規定により過疎地域とみなして同法の規定が適用される市町村の区域をいう。）

二　離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。）

三　山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村の区域をいう。）

○総務省告示第四百三十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十四条第二号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百六十七号（簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第二項第一号(2)中「四六七MHz以上」を「一五四・四四三七五MHz以上一五四・六一二五MHz以下の周波数であって、一五四・四四三七五MHz及び一五四・四四三七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの並びに四六七MHz以上」に改める。

○総務省告示第四百三十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第2の第2表中

90—108	放送　J13A　J37A	放送用

を

90—108	放送　J13A	放送用

に、

170—205	放送　J13A　J37C	放送用
	移動　J58A　J58D	公共業務用 一般業務用
205—222	放送　J13A　J37A	放送用

を

170—205	移動	公共業務用 一般業務用
205—222	放送　J13A	放送用

に、

470—710	固定	放送事業用
J32　J46A J75	放送　J13A	放送用
	陸上移動　J73A	放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）
		一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）
	放送　J13B　J73B	電気通信業務用（エリア放送用）
		放送用（エリア放送用）
710—714	陸上移動	放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）
J46A	J73A　J75F	一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）
	放送　J13A　J75B	放送用